

令和3年第8回 入間市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年8月26日(木) 開会 午前 9時18分

2. 開催場所 入間市庁舎 C棟 5階 501会議室

3. 出席委員(11人)

会長 12番 中島敦夫

会長代理 4番 久保田勝

委員 2番 平塚尚吾 3番 吉川光彦 5番 池谷昭二

6番 田嶋正明 7番 増田恒治 8番 法師 励

9番 加藤敏夫 10番 中島伸吉 11番 宮岡幸江

4. 欠席委員(1人)

1番 友野秀一

5. 早退委員(0人)

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名 5番 池谷昭二 6番 田嶋正明

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の意見具申について

議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農業委員会の決定
について

議案第5号 「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更に係る意見に
ついて

協議第1号 「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」について

報告第1号 農地法第3条第1項第13号の規定による届出について

報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第3号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

7. 農地利用最適化推進委員

山畑義行

堀井正信

太間雅嗣

野村雅紀 豊泉 隆 岩田孝三郎

中村義男 清水裕司 宮岡康光

8. 農業委員会事務局職員

事務局長 吉野 博明

主 幹 河西 多郎

主 事 中島 健人

9. その他の出席者

農業振興課課長 新井 勝次

農業振興課主幹 新 宜之

農業振興課主査 長谷川 奈美

農業振興課主事 宇野 里実

10. 会議の概要

○議長

ただいまの出席は、農業委員11名、農地利用最適化推進委員9名であります。農業委員の出席が定足数に達しておりますので、これより第8回入間市農業委員会を開会いたします。

欠席の届出は、1番、友野秀一委員、中村郁夫推進委員です。

会期についてお諮りいたします。会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

委員会会議規則第13条第2項の規定により、5番、池谷昭二委員、6番、田嶋正明委員、以上2名を指名いたします。

本日の付議議案は、お手元に配付してありますとおりです。

また、議案第5号につきましては、農業経営基盤強化促進に関する基本的構想の変更であることから、市農業振興課の職員に出席を求めています。

それでは、議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

本議案は、担当委員による議案書の読み上げは一部省略し、案件の番号と、当事者受人の氏名、筆数、合計面積、申請理由、摘要のみを読み上げるよう願います。

なお、議事録における土地の表示等は、巻末に議案書を添付することで対応いたします。

それでは、1番を議題といたします。

担当2番、平塚尚吾委員、説明を願います。

○農業委員2番（平塚尚吾君）

2番、平塚です。議案第1号の1番についてご説明申し上げます。なお、読み上げにつきましては、一部省略させていただきます。

1番、譲受人、〇〇〇〇。筆数、4筆。合計面積、1万8,874平方メートル。申請理由、受人は農業経営の規模拡大を図るべく申請する。渡人は要望に応じる。摘要、自245アール。

8月18日に清水推進委員と耕作状況などを〇〇さん宅へ伺って、〇〇さんと〇〇〇〇さんから確認してまいりました。譲受人は、〇〇〇で245アールを耕作する野菜農家です。〇〇〇〇で〇〇〇〇を中心に〇〇数か所の農地にて耕作しております。また、農機具につきましても、トラクター3台、耕運機5台など必要なものは一式所有しております。

また、作られた野菜は、近所のスーパー4か所、また〇〇〇〇などの〇〇〇〇〇〇の食材としても供給されております。

今回の申請地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の野木化している農地です。今まで毎年のように農地パトロールの対象地となっておりましたが、今回の譲受人である〇〇〇〇さんが農地として利用すべく申請したものです。許可後は、速やかに農地へ復元するとともに、手続せずに建てられた小屋につきましても除去する旨の誓約書も提出しているため、今後の耕作に支障ないものと考えられます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、清水裕司委員、藤沢地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（清水裕司君）

藤沢地区推進委員の清水です。

ただいま平塚委員さんが申されたとおり、別に問題はないと思われますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

議案第1号の1番は、農業経営規模拡大のための農地の取得でございます。農地法第3条の許可検討事項についてご説明申し上げます。

平塚委員さんより説明がありましたとおり、申請地を耕作できる状況にあると判断されます。また、申請人の耕作従事日数は150日以上であり、申請地を含めた耕作面積は433アールとなり、50アールの下限面積要件にも合致いたします。

申請地の耕作状況は、現在遊休化した農地でございますが、許可後は野菜畑として利用する計画であり、周辺農地への影響もないと思われまます。

なお、先ほど平塚委員さんより説明がありましたとおり、受人からは所有権移転後に申請地を耕作できる状況へ復元するとの誓約書が提出されております。

以上、農地法第3条第2項に定める不許可事項には該当しないことをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

(ありません。の声)

○議長

なければ質疑を終わり、採決いたします。

許可することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

○議長

全員賛成でございます。

本件は許可申請であり、許可することに決定いたしました。

続いて、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の意見具申についてを議題といたします。

本議案は担当委員による議案書の読み上げは一部省略し、案件の番号ごとに当事者の氏名、筆数、面積、申請理由、摘要のみを読み上げるよう願います。

それでは、1番を議題といたします。

担当、6番、田嶋正明委員、説明願います。

○農業委員6番(田嶋正明君)

担当6番、田嶋です。議案第2号、1番について説明いたします。なお、読み上げについては、一部省略させていただきます。

1番、〇〇〇〇。筆数、1筆。面積、300平米。申請理由、申請人は、現在、〇〇に居住しているが、〇〇〇〇〇〇〇の農作業を手伝うため、〇〇近くへ自己用住宅を建築すべく申請する。摘要、自己用住宅(107.66平米)。

8月21日に担当の推進委員、中村さんと現地に行きました。場所は、案内図のとおり、

付されていることから、資金の調達については支障ないと判断できます。このほか、一般基準についても全て合致しております。

つきましては、必要性が認められ、また周辺農地への悪影響がないものと判断されれば、許可し得る状況であることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。ありませんか。

(ありません。の声)

○議長

なければ質疑を終わり、採決いたします。

許可することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

○議長

全員賛成でございます。

本件は許可申請の意見具申でありますので、許可相当として県に進達いたします。

次に、2番を議題といたします。

担当、6番、田嶋正明委員、説明願います。

○農業委員6番(田嶋正明君)

担当6番、田嶋です。議案第2号、2番について説明いたします。

2番、〇〇〇。1筆。面積、1,887平米。申請理由、申請人は、農業を営んでいるが、農業規模拡大に伴い農機具の収納場所や農作業用の車両等の置場が不足しているため、農業用倉庫及び駐車場を新たに設置すべく申請する。摘要、農業用倉庫(105.85平米)、駐車場。

理由書が出ていますので、読み上げます。

申請地、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。このたび〇が所有している農地に農業用倉庫建築と駐車場を整備するため、上記の土地を利用いたしたく申請します。令和1年11月に、共に農業を行っている〇〇が〇〇を設立し、〇は〇〇〇〇に就任しました。現在、〇〇のほか〇〇〇〇と〇〇〇〇〇〇を雇用しておりますが、経営規模も大きくなり、農機具が増

え、業務用車両、通勤用車両の収納場所が不足している状況です。また、自宅敷地内において多くの車両が出入りすることは、安全面を考えても心配でなりません。

申請地は、作業をしている南側の農地にも接しており、乗用農機の乗り入れが容易であり、転回スペースも確保でき、〇〇〇も安心して駐車することができるスペースも確保できます。今後、〇〇〇〇〇〇も考えておりますので、駐車スペースの確保をしています。さらに、作業場所との行き来に自転車を利用するため、10台程度用意したいと考え、スペースを確保しました。申請地は、〇〇にも近く、農機具の管理や防犯上安心できます。農作物は四季を通して安定して収穫できる野菜であり、農協やスーパーなどの契約農家として出荷しています。

既存倉庫では、主に冷蔵が必要な野菜の仕分け作業を行います。野外作業場は、収穫した野菜を下ろし、洗浄前の泥落とし、天日干し、仕分け作業ができる場所として利用します。申請地倉庫では、常温でも管理できる野菜を中心に作業する場所として利用します。

今後も地域農業の振興、発展するよう頑張ってまいりたいと思います。何とぞご許可くださいますようお願い申し上げます。〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇。

8月21日土曜日、担当の推進委員、中村さんと現地を見てきました。また、〇〇さんからもお話を伺いました。申請地は、案内図のとおり、今日は何かまたこういうふうに設置の状況を説明する資料がお手元にあると思います。申請地は、案内図のとおり、〇〇近くで〇〇〇の南側にあります。既存の作業場の東側に新たな作業場を新設し、周辺に駐車場を設置するものです。駐車場及び建物の周囲は砂利敷きの計画で、周囲を木板で土留めを行う計画です。また、敷地内には浸透ます3か所を設置する計画です。隣接の農地は、南側に自己所有地のみであり、周囲は道路と川に囲まれており、周辺農地への影響はありません。よろしくご審査くださいますようお願い申し上げます。

なお、本日欠席の中村さんより、特に意見はありませんと聞いております。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について事務局に説明を願います。

○事務局

議案第2号の2番については、申請人が所有する農地に農業用倉庫、駐車場を建設する

ための農地転用許可申請でございます。

申請地は農用地区域内でございますが、令和3年7月21日付で、農業振興地域整備計画、農用地利用計画の農用地区域の農業用施設用地に用途区分変更をされております。農業用施設用地の内容は、農業用倉庫、駐車場となっております。都市計画法に基づく開発許可制度の取扱いを確認したところ、開発許可適用除外と判断されております。

続きまして、農地法第4条許可申請における許可検討事項についてご説明申し上げます。申請地の農地の種別は、農用地区域内農地でございます。これらのことを踏まえ、立地基準は、農用地区域内農地を先ほどの農業振興地域整備計画の「農用地利用計画において指定された用途に供する場合」に合致いたします。

また、一般基準についてあらかじめ事務局にて審査したところ、敷地造成費、建築費を〇〇〇〇で賄う計画となっており、〇〇〇〇〇が添付されていることから、資金の調達については支障ないと判断できます。このほか、一般基準についても全て合致しております。

つきましては、必要性が認められ、また周辺農地へ悪影響がないものと判断されれば、許可し得る状況であることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありました。質疑がありましたらお願いいたします。

(ありません。の声)

○議長

なければ質疑を終わり、採決いたします。

許可することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

○議長

全員賛成でございます。

本件は許可申請の意見具申でありますので、許可相当として県に進達いたします。

続きまして、議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明についてを議題といたします。

本議案では、各担当委員による議案書の読み上げは一部省略し、案件の番号と当事者、相続人の氏名、筆数、合計面積のみを読み上げるようお願いいたします。

それでは、1番を議題といたします。

担当、8番、法務委員、説明願います。

○農業委員8番（法務 勸君）

8番、法務です。議案第3号、1番についてご説明申し上げます。なお、読み上げについては、一部省略させていただきます。

1番、相続人氏名、〇〇〇〇。筆数、5筆。合計面積、4,458平米。

8月20日に野村推進委員、二本木地区の中村義男推進委員と一緒に現地確認を行いました。申請人は、〇〇〇と〇〇〇に約8,500平米の農地を耕作している兼業農家です。入間市では〇〇と〇〇〇〇〇の2か所の農地を耕作しており、〇〇の農地はタラの木が植えられていて、下草は管理されており、以前と比べ大分整理された状態でしたが、〇〇〇〇〇〇の農地は雑草が繁茂し、農地として適正に管理されていない状況でした。

本案件は、相続税の納税猶予の適用を受けている農地について、平成30年10月26日から本日までの期間、申請人が引き続き農業を行っていることを農業委員会が証明するものであり、現状では証明することは難しいと思われまます。そのため、一度ご本人に現状をお伝えした上で、今回は証明についての結論を出さずに、適正に農地が管理された状況になった時点で改めて審議することがよろしいと思われまますので、ご審議のほどよろしく願います。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、野村雅紀委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたら願います。

○農地利用最適化推進委員（野村雅紀君）

金子上推進委員の野村です。

ただいま法務委員が報告したとおりで、何らほかには問題ないと思われまますので、よろしく願います。

○議長

ありがとうございました。

次に、中村義男委員、宮寺・二本木地区推進委員として補足説明、ご意見等ございましたら

たらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（中村義男君）

〇〇の栗林とタラの芽の果樹園ですか、そっちについては適正に管理されているのですが、〇〇〇〇〇の農地については、隣の隣接する地主さんと話をしましたら、もう4年ぐらい畑に来ていないと。その周りに何軒か住宅があるのですが、やっぱり雑草が繁茂していて、虫が入ってきたり、ネズミのおしっこだとか、非常に迷惑しているということで、ここに書いてある申請事項ですが、引き続き農業を行っているというのは全然見られない。だから、納税猶予については、二本木地区では認められないというような答えでございます。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

担当委員等の説明がありましたが、本案件についていかに取り計らうか、ご意見等ございましたらお願いいたします。

たしか数年前もこのようなことが問題になったかなと思いますが、恐らく吉川さんと田嶋さんは知っているかと思います。〇〇〇〇〇〇がいる頃、たしか〇〇のほうで問題になったのですね、この案件につきまして。やっぱり少しの猶予を与えて、それから証明を出したというふうな経緯がございます。

何かございませんか。

久保田委員。

○農業委員4番（久保田 勝君）

前回は改善されてから許可というか証明されたと思うので、例えば改善されてから許可を出すという形でよろしいのではないかと思います。

○議長

今、久保田委員からそういう今のような意見出ましたけれども、ほかに何かございませんか。

○農業委員6番（田嶋正明君）

いいと思います。前例に倣って、それで。だから、今回は上のほうだけですよね。

○議長

それでは、意見をまとめたいと思います。

現状では適格者として認めることは難しいということで、申請者へ1か月の猶予を与えることとし、来月の農業委員会で再度審議を行うことをご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、本案件は次回の農業委員会で再度審議を行うことに決定いたしました。

それでは、次に議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農業委員会の決定についてを議題とします。

本議案では、各担当委員による議案書の読み上げは一部省略し、案件の番号ごとに当事者、借受人の氏名、筆数、面積、利用権種類のみを読み上げるようお願いします。

それでは、1番を議題といたしますが、1番と2番は関連がございますので、一括審議にさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、1番と2番を一括議題といたします。

担当6番、田嶋正明委員、説明を願います。

○農業委員6番(田嶋正明君)

担当6番、田嶋です。議案第4号、1番と2番について説明いたします。なお、読み上げについては、一部省略させていただきます。

1番、株式会社〇〇〇〇〇〇。1筆。538平米。利用権種類、賃借権。

2番、株式会社〇〇〇〇〇〇。1筆。579平米。利用権種類、賃借権。

8月21日に担当推進委員の中村さんと現地を確認してきました。申請地は案内図のとおり、〇〇〇〇〇の南にあり、5月に申請し、許可された畑と地続きとなっています。現地に行ったとき、草も伸び始めていましたので、除草作業をお願いし、本日午後、トラクター耕うんをすと伺っております。農機具は、トラクター2台、軽トラック3台、2トントラック、乗用防除機、ラジコン動噴、定植機等、必要なものは全てそろっています。5月の申請地は、既に木の抜根も済み、トラクターで整地されておりました。利用権の設定に際し、特に問題はないかと思えます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

また、本日欠席の中村委員からは、特に意見なしと伺っております。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤強化促進に関する基本的構想における要件具備の検討事項について、事務局に説明願います。

○事務局

ただいまの議案第4号の1番と2番は、賃借権による新規の利用権設定でございます。

利用権設定を行う借受け申出人は、農業経営を行う一般の法人であり、解除条件を付して借り受けるものでございます。借受人の現在の経営面積は255アールであり、その農地を全て耕作しております。今回新たに借り受ける1番と2番の農地は、計1,117平方メートルで、合計266アールが経営面積となります。農作業従事日数は150日以上でございます。

田嶋委員さんから説明がありましたとおり、農業経営の見込みが立ち、入間市が定める農業経営基盤強化促進に関する基本的な構想に定める条件である農地全てを効率的に耕作すること、法人である場合は、業務執行役員のうち1人以上の者が耕作の事業に常時従事すること、かつ農地を適正に利用していない場合は貸借を解除する旨の条件が定められることなどに合致しており、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、利用権の設定であり、基本的構想における要件が具備されているものと認められますので、承認することにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて承認することに決定いたしました。

それでは、議案第5号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更に係る意見についてを議題といたします。

初めに、議案の朗読を事務局に願います。

○事務局

議案第5号 「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更に係る意見について。農業経営基盤強化促進法施行規則第2条の規定に基づき、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更について、意見を求めるもの。別紙1及び別紙2のとおり。

議案の読み上げにつきましては以上でございます。

○議長

それでは、農業振興課より説明を願います。

○農業振興課

農業振興課、新です。よろしくお願ひします。

農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想についてご説明させていただきます。事前にお配りさせていただきました主な改正点についてと基本構想見直し内容対照表、こちらの資料になりますので、よろしくお願ひします。

今回の改正は、農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴いまして、埼玉県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針が改正となりました。それに伴いまして、市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想について改正をするものです。

また、この基本構想の変更につきましては、農業経営基盤促進法施行規則第2条におきまして、農業委員会及び農業協同組合の意見を聞かなければならないとされておりますため、今回農業委員の皆様にご意見を伺うものでございます。よろしくお願ひします。

それでは、変更点の説明に移らせていただきます。主な改正点は、大きく4つとなっております。まず1つ目ですが、農林業センサス等の情報更新に伴う耕地面積の変更です。こちらの対照表の2ページをお開きください。耕地面積を改正前の約896ヘクタールから839ヘクタールに変更しております。変更前に茶園面積について掲載されていましたが、平成18年度の関東農政局農林水産統計を基に茶園面積を495ヘクタールと記載をしておりましたが、平成19年度以降にはその調査が行われておりませんので、その記載を削除するということとしました。現在行われている統計面積、農林業センサスの数字がございしますが、関東農政局の農林水産統計等の調査方法が異なっているため、ちょっと比較ができないということで、今回はその面積につきましては削除させていただいたものです。

2つ目につきましては、9ページから10ページになります。新規就農者の確保目標数の変更です。埼玉県の基本方針で、改正前は年間280人であった目標を年間330人に引き上げます。入間市では、改正前5年間で3人という目標でありましたが、5年間で7人の目標としております。これは、平成27年から令和元年度までの5年間の実績、こちらが5人であったことにより、目標設定としたものです。

続きまして、3つ目です。こちらの資料の26ページですが、43ページ、こちらにも記載がありますが、法の改正に伴いまして農地利用集積円滑事業に係る規定の削除がございます。農地の集積・集約化を支援する体制として、これまでJAさんなどが実施してきた農地利用集積円滑化事業、こちらが農地中間管理事業に統合されまして一本化されたので、それに伴う農地利用集積円滑化事業に関する規定をこの構想の中から全て削除するというものです。

続きまして、4つ目になります。前後しますが、こちらの資料の23、24ページ、こちら農用地の利用の集積に関する目標の変更でございます。埼玉県の基本方針では、効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用を占める面積のシェアの目標を、改正前の48%から50%に引き上げました。認定農業者や基本構想到達者などの担い手が耕作している面積が耕地面積全体の何%を占めるかを表したものです。県の目標設定は、農地中間管理事業を開始した平成26年から令和元年までの趨勢から設定したものととなっております。県の目標に合わせて入間市の目標も50%に引き上げたものです。

以上が主な改正点となります。その他文言の整理、削除に伴う条項のずれの改正等あります。

また、今回の改正は、全体を見直すという改正ではございません。県の基本方針、改正箇所に基づく部分を市の基本構想についても合わせて改正をするものです。また、この改正の内容につきましては、埼玉県の川越農林センターなどにも既にご確認をいただいている内容でございます。

以上です。ご協議よろしく申し上げます。

○議長

ただいま農業振興課から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

○農業委員6番（田嶋正明君）

要約された別紙1の内容でしたら特に問題はないと思います。

○議長

それでは、農業委員会として意見をまとめたいと思います。

農業委員会としては、「特に意見はありません」という旨の回答でよろしいでしょうか。
賛成の方は、挙手をお願いします。

(挙手全員)

○議長

全員賛成でございます。

本件の意見聴取の回答としては、「特に意見はありません」ということに決定いたしました。ありがとうございました。

続きまして、協議第1号 「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局

初めに議案を朗読させていただきます。

協議第1号 「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」について。別紙3のとおり。

それでは、説明のほうに入らせていただきます。別紙3につきましては、冒頭の部分を一部省略して読み上げさせていただきます。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令順守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

記

1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

2. 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

令和3年8月26日、入間市農業委員会。

それでは、説明に入らせていただきます。

本案件の決議を行うに至った経緯につきましては、数年前に他県等で農業委員会の農地法違反等に関する不祥事が多発したことから、全国農業会議所より農業委員会組織は、農業者

の公的な代表機関として、法令にのっとり農地制度を運用し農地利用の最適化を実現する責務を負う立場から、各農業委員会が自覚し、再発防止に努めるよう、各農業委員会の議事で本案件に関して決議を行うよう依頼がありました。

これを受け、本案件の申し合わせ決議は、昨年第9回農業委員会総会において既に審議、決定いただいておりますが、埼玉県農業会議から年1回決議等の取組を行うようにとの依頼があり、改めて決議を行う必要があることから、協議案件として提案をさせていただきました。

つきましては、農業委員会として、別紙3の「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」について決議するか否かをご協議いただきたく、お願いいたします。

以上でございます。

○議長

ただいま事務局から説明がありましたが、本件について農業委員会の申し合わせ決議事項として決議することにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、農業委員会の申し合わせ決議事項として決議することに決定いたしました。

報告事項に入ります。

報告第1号 農地法第3条第1項第13号の規定による届出2件については、入間市農業委員会事務局事務専決規程第4条の規定により専決処分されたことを報告いたします。

それでは、報告第1号の届出について事務局より説明を願います。

○事務局

議案の朗読は省略をさせていただきます。報告第1号の1番、2番についてご説明をさせていただきます。

農業経営基盤強化促進法第7条第1号では、農地中間管理機構は、農用地等を買入れ、当該農用地等を売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業、これを農地売買等事業といたしますが、この農地中間管理機構の事業の特例となる事業を行うことが可能となっております。埼玉県では、農地中間管理機構として埼玉県農林公社が指定されております。令和3年7月20日付で県農林公社より、本案件の農地を買入れたことの届出が農業委員会へ提出され、

8月2日付で受理したものでございます。報告第1号の1番、2番のとおり報告するものでございます。

なお、本案件については、利用権設定がなされておりましたが、令和3年5月20日付で合意解約されております。

また、今後の手続でございますが、本案件の農地について買い手が見つかった場合は、農地法第3条許可案件として改めて審議をお願いする予定でございます。

説明は以上でございます。

○議長

ありがとうございました。

事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。ありませんか。

(ありません。の声)

○議長

なければ質疑を終わり、次の報告に移ります。

農地法第3条の3の規定による届出については3件、同法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出については1件、同法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出については8件、それぞれ入間市農業委員会事務局事務専決規程第3条の規定により専決処分され、同規程第5条により報告第2号、第3号及び第4号のとおり報告がありました。

これで付議された議案は全て終了いたしましたので、委員会を閉会し、協議会に切り替えます。

閉会 午前10時04分